

居宅介護

## 重要事項説明書

有限会社伊賀家政婦紹介所

さくらんぼ

# 居宅介護 重要事項説明書

〔令和6年4月1日改訂〕

## 1. 事業者の概要

事業者名称	有限会社伊賀家政婦紹介所
代表者氏名	松 浦 光 志
法人所在地	〒 518-0005 三重県伊賀市高畑 747-1 TEL 0595-21-1030 FAX 0595-21-1057
法人設立年月日	平成2年10月6日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	さくらんぼ
事業所所在地	〒 518-0005 三重県伊賀市高畑 747-1
電話番号	0595- 21-1030
FAX 番号	0595- 21-1057
サービス提供地域	旧上野市(花垣地区、古山地区、神戸地区、比自岐地区を除く)の地域・名張市
主たる対象者	居宅介護 の支給決定を受けた方
サービス提供日	月曜日から金曜日(土曜日は第2、第4) ただし8月13日~8月15日、 12月29日~1月3日までを除く
サービス提供時間	午前9時から午後5時
事業所番号	2411200344
登録年月日	平成23年1月1日

### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、関係市町村の地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

### (3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(土曜日は第2、第4を含む)とする。 <但し8月13日~15日・12月29日~1月3日までを除く>
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

(4) サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日（土曜日は第2、第4を含む）とする。 <但し8月13日～15日・12月29日～1月3日までを除く>
サービス提供時間	午前9時から午後5時までとする。

※注） 但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制とします。

(5) 職員の配置状況

職種	常勤（人）	非常（人）	合計（人）	資格等
① 管理者	1		1	介護福祉士・介護支援専門員
② サービス提供責任者	6		6	介護福祉士
③ 訪問介護員	5	9	14	介護福祉士・ヘルパー2級 介護職員初任者研修修了者
④ 事務員	1	2	3	

☆ 訪問介護員を以下「ヘルパー」と読み替えます。

3. 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、利用者に対し市町村が決定した「支給量」と利用者の意向と心身の状況を踏まえて、下記のサービス内容より具体的な「居宅介護計画」を作成し利用者及び家族に事前説明し、同意をいただきサービスを提供します。尚、利用者の申し出により、いつでも「居宅介護計画」を見直す事ができます。

(サービス区分及びサービス内容)

身体介護	入浴介助	入浴の介助・清拭・洗髪・足湯
	排泄介助	排泄の介助・おむつ交換
	食事介助	咀嚼力及び嚥下力に合わせた介助
	衣類の着脱介助	衣服の着脱の介助
	その他	自立に向けての行う家事及び、ご家族不在時の短時間の見守りや身体介護
家事援助	調理	利用者の食事の用意
	洗濯	利用者の衣類の洗濯
	掃除	利用者の居室の掃除及び整理整頓
	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物
	その他	利用者に必要な家事
通院等介助		通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。

通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
---------	---

※注) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供に当たり次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
（利用者または第三者等の生命や身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑧ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

4. 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

(1) 居宅介護支給対象サービス利用者負担額

上記のサービスの利用について、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※サービス提供に係る費用のうち、世帯の所得に応じた額をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

(2) 利用料金は、別紙に記載しております

■償還払いについて

介護給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。<「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。>

■利用者負担に関する月額上限

介護給付費対象サービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者の場合は障害のある人とその配偶者、18歳未満の障害児（施設に入所する18、19歳を含む）の場合は保護者の属

する住民基本台帳での世帯となります。

区分	世帯の収入状況	1 カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（18歳以上：所得割16万円未満、18歳未満：所得割28万円未満） *入所施設利用者（20歳以上）グループホーム利用者を除きます。	18歳以上 9,300円 18歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

■利用者負担額及び実費負担額のお支払いについて

上記の利用者の利用料金・費用は、1ヵ月毎に計算集計を行い翌月20日までにご請求させていただきます。原則として銀行口座自動引き落としとしてお願い致します。当月分が翌月27日の引き落としになります。（別途引き落としの為の書類に記載して頂きます）

やむを得ず口座引き落としができない場合は、請求書が届きましたら10日以内に下記口座までにお振込み下さい。

●お振込み口座（振込手数料のご負担をお願い致します。）

<p>★ 金融機関：伊賀ふるさと農業協同組合 上野東支店 預金種類：普通預金 口座番号：9853102 口座名義：有限会社伊賀家政婦紹介所 さくらんぼ</p>
<p>★ 金融機関：百五銀行 佐那具支店 預金種類：普通預金 口座番号：265292 口座名義：有限会社伊賀家政婦紹介所</p>
<p>★ ゆうちょ銀行口座からのお振込みの場合 金融機関：ゆうちょ銀行 通帳記号：12230 通帳番号：30855331 口座名義：有限会社伊賀家政婦紹介所</p>

## 5. サービスの提供に当たっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 「居宅介護計画」の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら居宅介護計画を作成します。

サービスの提供は居宅介護計画に基づいて行います。実施に関する指示や命令は、全て事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

### (3) 「居宅介護計画」の変更等

居宅介護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、別途方法を検討し必要な調整を行います。

### (4) 担当ヘルパーについて

サービス提供時に担当ヘルパーを決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じない様十分に配慮します。

尚、利用者から特定のヘルパーを指名することができませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、利用者相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、責任者を選定し、その者を担当窓口とし、成年後見制度の利用を支援することや苦情解決体制を整備する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

## 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

当事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及びなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- 当事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用するなど、他の障がい福祉サービス事業者等に利用者の個人情報を提供しません。
- また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 当事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙ほか電磁的記録を含む）については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 当事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合のほか必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（別紙 緊急時対応表）

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の連絡先】

市 町 村	① 市町村名	伊賀市
	担当部・課名	健康福祉部 障がい福祉課
	電話番号	0595-22-9657
	② 市町村名	
	担当部・課名	
	電話番号	
	③ 市町村名	
	担当部・課名	
	電話番号	

#### ◆損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	業務中の事故の賠償責任補償

#### 10. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 11. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 12. 連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

#### 13. 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

#### 14. サービス提供の記録

- (1) サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等に係る費用は実費を負担いただきます。)

## 15. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情受付

苦情の受付及びサービス利用者等のご相談は、下記窓口で受付いたします。

苦情受付担当者	松浦 光志
苦情解決責任者	松浦 光志（管理者）
受付時間	毎週月曜日から金曜日 8：30 ～ 17：00

### (2) 行政機関その他苦情受付期間

伊賀市健康福祉部 障がい福祉課	TEL：0595-22-9657
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営 適正委員会 苦情相談室（苦情解決委員会）	TEL：059-224-8111

## 16. その他

- (1) ヘルパーは、基本的には自動車でお伺いさせていただきますので、なるべく路上駐車にならない様、駐車できる場所のご準備をお願い致します。万が一路上駐車になる場合は、あらかじめ近隣の方との調整を宜しくお願い致します。
- (2) 交通事情によりサービス時間が多少前後することがあります。
- (3) サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修することがあります。
- (4) 利用者のご希望に添って、サービス内容に適したヘルパーの配置に努めておりますが、労務的な事情で必ずしもご希望に添えない場合があり、やむを得ずヘルパーを変更する場合があります。
- (5) 悪天候等によりサービスの中止もしくは時間を変更する場合があります。
- (6) お心遣いをご遠慮下さい。

「居宅介護」サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

重要事項説明者

職 名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「居宅介護」の提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者

住所 〒

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人  
(代理人を選定した場合)

住所 〒

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

< 続柄

>